

昭和29年7月1日
長崎県条例第22号
最終改正 令和4年12月27日

警察職員の定員に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項の規定に基づき、長崎県警察に勤務する常勤の職員（以下「警察職員」という。）の定員を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で警察職員とは、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査（以下「警察官」という。）及びその他の職員（以下「一般職員」という。）をいう。

(警察官の定員)

第3条 警察官の定員は、次のとおりとする。

警視 112人
警部 232人
警部補 866人
巡査部長 896人
巡査 969人
計 3,075人

2 上位の階級（前項に規定する順序による。）の定員に欠員がある場合は、同項の規定にかかわらず、その欠員数の範囲内でその定員を下位の階級の定員に加えることができる。

(一般職員の定員)

第4条 一般職員の定員は、474人とする。

(定員の配分)

第5条 前2条に掲げる職員の定員の部分の配分は、公安委員会規則で定める。

(定員外の職員)

第6条 次に掲げる警察職員は、定員外とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による派遣職員
- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長崎県条例第17号）第2条第1項の規定により長期にわたり外国に派遣される職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修に長期にわたり参加する職員で知事が承認したもの
- (3) 休職中の警察職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく育児休業中の職員
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣された職員
- (5) 地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をしている職員
- (6) 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をしている職員

2 前項第3号に規定する職員のうち育児休業中の職員（警察官に限る。）が職務に復帰した場合において、警察官の員数が第3条第1項の定員を超えることとなるときは、その日から起算して1年を超えない範囲内に限り、その定員を超えることとなる員数の警察官を定員外とする。

附 則

1 この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

(定員の特例)

- 2 警察官の定員は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間は、同項に掲げる人員に、警視及び警部については1人、警部補については4人、巡査部長については5人、巡査については3人、計については14人をそれぞれ加えた人員とする。
- 3 第3条第1項の表中巡査の項及び計の項の定員については、同項の規定にかかわらず、同項に掲げる人員に平成19年4月1日から翌年3月31日までの間は30人を、平成21年4月1日から翌年3月31日までの間は20人をそれぞれ加えた人員とする。

(定員外の特例)

- 4 第3条第1項の表中巡査の項及び計の項の定員を超えることとなる員数の警察官は、第6条の規定にかかわらず、令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度に限り、30人を超えない範囲内で定員外とする。

附 則 (昭和31年条例第12号)

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則 (昭和33年条例第2号)

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 (昭和33年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和34年条例第24号)

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和34年条例第43号)

この条例は、昭和34年11月1日から施行する。

附 則 (昭和35年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則 (昭和35年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和36年条例第19号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和36年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則 (昭和36年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年条例第11号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和37年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年条例第14号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第20号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第16号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第10号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第9号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年条例第24号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第9号）

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 警察職員の臨時待命に関する条例（昭和29年長崎県条例第28号）は、廃止する。

附 則（昭和45年条例第6号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第13号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第9号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第10号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第5号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第4号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第2号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第14号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第14号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第20号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第12号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第15号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第4号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第38号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第13号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第3号）抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第27号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第12号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（定員の特例）

2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、警察官のうち巡査の定員については、当分の間、45人を超えない範囲内でこれを一般職員の定員に振り替えることができる。

附 則（平成8年条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第37号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第48号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第26号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第33号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第49号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第35号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第42号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第32号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第46号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第37号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第24号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第31号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第22号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日条例第57号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第30号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第31号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第25号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第41号）

この条例は、令和4年12月27日から施行する。